



令和5年度（来年度）から 市税の納め方が変わります

● 問合せ 収納管理課単税徴収準備室
(☎23-2152)

昭和42年4月から約55年、市・県民税、固定資産税、国民健康保険税の3つの税をあわせて納付する集合徴収方式を行ってきました。

このような中、国はデジタル化を推進していくうえで、自治体システムの全国標準化を法律で決めました。これにより、全国標準となる『単税徴収方式』にすることが必要となりました。

単税徴収方式とは、税目（市・県民税、固定資産税、国民健康保険税）ごとにそれぞれ納付する方式で、令和5年度（来年度）から、市税の納め方が変わりますので、お知らせします。

この変更によって、年間の税額が変わるものではありません。



市マスコットキャラクター
『いまりんモーモちゃん』

単税徴収方式（税目ごとに納付）になると

何が変わるの？



1 納付回数・納付月が変わります

Before 令和4年度まで

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
集合徴収 ▷市・県民税 ▷固定資産税 ▷国民健康保険税	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期



変わります

After 令和5年度から

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税	4回			1期		2期		3期			4期		
固定資産税	4回		1期		2期					3期		4期	
国民健康保険税	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期



- ▷市・県民税と固定資産税は、納付回数がそれぞれ4回になります。
- ▷市・県民税と固定資産税は、納付月が変わります。
- ▷固定資産税の第1期の納付月が5月になり、これまでより1か月早くなります。
- ▷国民健康保険税の納付回数・納付月は、これまでと変わりません。



2 納税通知書・納付書が変わります

令和5年度からは、税目ごとに納税通知書と納付書を送付します。



Before 令和4年度まで

税目	送付するもの	送付時期
集合徴収 ▷市・県民税 ▷固定資産税 ▷国民健康保険税	納税通知書 + 納付書1枚 (全期前納用) + 納付書2枚 (第1・2期) ※3つの税をまとめて内容を記載 ※3つの税をまとめて納付	6月中旬

※第3期以降の納付書は、2期分ずつ、8・10・12・2月に送付します。



変わります

After 令和5年度から

税目	送付するもの	送付時期
市・県民税	納税通知書 + 納付書1枚 (全期前納用) + 納付書4枚 (期別納付用) 年間分一括送付	6月中旬
固定資産税	納税通知書 + 納付書1枚 (全期前納用) + 納付書4枚 (期別納付用) 年間分一括送付	5月中旬
国民健康保険税	納税通知書 + 納付書1枚 (全期前納用) + 納付書10枚 (期別納付用) 年間分一括送付	6月中旬



納税通知書・納付書の様式が変わります。
詳しくは、令和5年3月頃にお知らせします。

- ▷納税通知書と納付書は、税目ごとに送付時期が異なります。
- ▷税目ごとに、年間分の納付書（全期前納用と期別納付用のすべて）を一括で送付します。
- ▷給与・年金から特別徴収（天引き）で納付している人の変更はありません。
- ▷口座振替の場合は、税目ごとに納税通知書のみ送付します。
- ▷口座振替の場合は、税目ごとに口座からの引き落としを行い、通帳には税目ごとに記帳されます。

③ 期別の納付額が変わります



例として、年税額が市・県民税 31,800 円と固定資産税 81,300 円、国民健康保険税 125,100 円の場合で、どのように変わるのか見てみましょう。

Before 令和4年度まで

【単位：円】

税目	年税額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税	31,800			3,900	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
固定資産税	81,300			8,400	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100
国民健康保険税	125,100			12,600	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500
集合徴収合計	238,200			1期 24,900	2期 23,700	3期 23,700	4期 23,700	5期 23,700	6期 23,700	7期 23,700	8期 23,700	9期 23,700	10期 23,700

市・県民税、固定資産税、国民健康保険税

▷税目ごとの年税額を納期（10期）で分割し、100円未満の端数が生じた場合は、第1期で調整しています。税目ごとに、各期の税額は2,000円以上としています。



▼ 変わります

After 令和5年度から

【単位：円】

税目	年税額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税	31,800			1期 10,800		2期 7,000		3期 7,000			4期 7,000		
固定資産税	81,300		1期 21,300		2期 20,000					3期 20,000		4期 20,000	
国民健康保険税	125,100			1期 12,600	2期 12,500	3期 12,500	4期 12,500	5期 12,500	6期 12,500	7期 12,500	8期 12,500	9期 12,500	10期 12,500
合計	238,200		21,300	23,400	32,500	19,500	12,500	19,500	12,500	32,500	19,500	32,500	12,500

市・県民税、固定資産税 ※変更あり

▷年税額を納期（4期）で分割し、1,000円未満の端数が生じた場合は、第1期で調整します。税目ごとに、各期の税額は1,000円以上とします。

国民健康保険税 ※変更なし

▷年税額を納期（10期）で分割し、100円未満の端数が生じた場合は、第1期で調整します。各期の税額は2,000円以上とします。

税目や納付月によって納付額が異なります。



単税徴収方式（税目ごとに納付）になると



分かりやすく

便利になります

◆納税通知書が分かりやすくなります

令和5年度からは、税目ごとに納税通知書を作成します。

税金の計算方法や税額などをより詳しく記載して、分かりやすくお知らせします。

◆口座振替がさらに便利になります

令和5年度からは、3つの税をそれぞれ別の口座から引き落とすことができるようになります。

口座振替は税目ごとに、年税額を一括で納付する『全期前納』と『期別納付』が選択できます。

Q & A よくある質問

Q 来年度からの変更で、口座振替の手続きが必要になりますか？

A 現在、口座振替で納付している人で、これまでと同じ口座から引き落としする場合は、手続きは必要ありません。

ただし、税目ごとに別の口座から引き落としする場合や、新たに口座振替を希望する人は、**令和5年2月以降に、金融機関や収納管理課で手続きが必要です。**

Q 全期前納(年税額を一括で納付)はできますか？

A これまでどおり、全期前納ができます。

納付書で納付する場合は、納税通知書に同封する『全期前納用の納付書』で納付してください。

口座振替で全期前納として登録している場合は、第1期の納付月に年税額を一括で、口座から引き落とします。

督促状



◆督促手数料

市税を納期限までに納付しないときは、納期限後20日以内に督促状を発送します。督促状は1通につき100円の督促手数料がかかります。

令和5年度からは、税目ごとに督促状を発送するため、それぞれに督促手数料100円がかかります。

令和5年5・6月は納税相談日を拡充します

失業や長期入院などで納税が困難な場合は、状況に応じて、分割納付や徴収の猶予（納期限の延長）ができることがありますので、相談してください。

■次のとおり、開庁時間外も窓口を開設しますので、ご利用ください。



令和4年度	
夜間	毎週火曜日
休日	毎月第4日曜日午前

▼ 拡充

令和5年度	
夜間	毎週火曜日、毎週木曜日（令和5年5・6月のみ）
休日	毎月第4日曜日午前・午後（令和5年5・6月のみ）



令和5年度から、市税の納め方が大きく変わります。

今後も、広報伊万里や市ホームページなどで、変更内容をお知らせしますので、確認をお願いします。

●問合先

収納管理課単税徴収準備室

(☎ 23 - 2152)